

知多北部広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(平成11年7月1日 条例第16号)

改正 平成13年7月6日 条例第5号

改正 令和2年2月20日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、給料の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、勤務1時間につき、報酬の基準となる基本報酬の額）の10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日から6月までの範囲内において、任命権者が定める。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。